

見本市出展費用補助申請交付までの流れ(企業)

《申請資格》

- 1 中小企業基本法第2条に規定する製造業を営む中小企業で、区内に主たる事業所を有すること。
- 2 区内で引き続き1年以上事業を営んでいること。
- 3 前年度の法人住民税、個人事業主の場合は葛飾区の特別区民税(区外在住の場合は葛飾区の特別区民税及び居住地の区市町村民税)を滞納していないこと。
- 4 国や自治体が主催又は後援する見本市に参加する場合。ただし、即売を主な目的として実施する事業及び葛飾区が実施する見本市の事業は対象外。
- 5 事業実施1ヶ月前に申請すること。
- 6 申請年度内(3月末まで)に事業が完了し、実績報告書を提出すること。
- 7 国又は他の地方公共団体等から同一趣旨の補助金の交付を受けていないこと。

《流れ》		《書類等》
1 企業申請受付	提出	1 葛飾区見本市出展費補助金交付申請書(第1号様式) 2 葛飾区見本市出展事業計画書(第2号様式) 3 企業概要(第3号様式) 4 前年度の法人住民税納税(非課税)証明書、個人の場合は特別区民税納税(非課税)証明書(区外在住の場合は葛飾区の特別区民税納税(非課税)及び居住地の区市町村民税(非課税)証明書)(領収書は不可) 5 個人事業主の場合は、開業届の写し
		審査
2 申請受付決定	《決定》	1 葛飾区見本市出展費補助決定通知書(第5号様式) 2 葛飾区見本市出展実績報告書(第7号様式)
	《却下》	1 葛飾区見本市出展費補助却下通知書(第6号様式)
審査の結果により、上記書類を送付		
3 事業実績報告書の提出	事業後提出	1 葛飾区見本市出展実績報告書(第7号様式) 2 見本市の要した経費の請求書の写し 3 見本市の要した経費の領収書または支払金額を確認できる書類 4 対象経費で作成したパンフレット、出展時の写真等
		審査
4 交付決定	《決定》	1 葛飾区見本市出展費補助金交付決定通知書(第8号様式) 2 葛飾区見本市出展費補助金請求書(第10号様式) 3 支払口座振替依頼書
	《却下》	1 葛飾区見本市出展費補助金却下通知書(第9号様式)
審査の結果より、上記書類を送付		
5 補助金請求書提出	提出	1 葛飾区見本市出展費補助金請求書(第10号様式) 2 支払口座振替依頼書
補助金交付		

※葛飾区見本市出展費補助金交付決定通知を受けた事業者が、止むを得ない理由で出展を中止したときは、速やかに葛飾区見本市等出展費補助辞退届(第11号様式)を区長に提出しなければならない。